

入札者心得書

入札参加者は、伊予市財務会計規則（平成 17 年規則第 48 号）（以下「規則」という。）のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

記

- 1 入札書は、所定の様式のものを使用すること。
- 2 入札書は、1 件ごとに 1 通を作成し、封かんのうえ、「自己の氏名」及び「件名」を表記して提出すること。
- 3 書類の文字および印影は明りょう、かつ消滅しないもので記載すること。（鉛筆等による記載はしないこと。）
- 4 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 5 入札代理人は、入札開始前に、その代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認をうけること。また、入札代理人の提出する入札書には、入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。
- 6 入札会場への入室は各入札参加者 1 名とする。
- 7 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届を入札執行者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 8 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為等を行ってはならない。
- 9 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は、入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
- 10 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
 - (2) 規則又は入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札者又はその代理人がした 2 以上の入札
 - (4) 代理権限のない者のした入札
 - (5) 記名、押印を欠く入札
 - (6) 金額を訂正した入札

- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札
 - (8) 明らかに連合によるものと認められる入札
 - (9) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報入手した場合など、入札を継続することが適当でないとして認められる入札
- 11 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申し立てができないものとする。
 - 12 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命じるものとする。
 - 13 開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わないものがある場合においても開札するものとする。
 - 14 いったん提出した入札書の返還、引替え、変更又は取り消しは、できないものとする。
 - 15 入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、再度の入札を行うことがある。
 - 16 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者に限る。ただし、初度入札において無効入札を行った者は参加させないものとする。
 - 17 入札回数は次のとおりとする。
 - (1) 予定価格を事前に公表した入札にあつては1回とする。
 - (2) 予定価格を事前に公表しない入札にあつては2回を限度とするが、2回で落札しない場合は、2回を限度として見積に移行するものとする。
 - 18 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - 19 入札者は、入札後、規則、契約条項、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
 - 20 落札者は、契約資格の審査後、事前に日程調整したうえで、売払決定の通知日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を延長することができる。
 - 21 落札者は、売買契約締結と同時に、一括支払い又は契約保証金として売買金額の100分の10以上（円未満切り上げ）に相当する額を、伊予市が発行する納入通知書により納めるものとする。
 - 22 落札者が前項に規定する期間内に契約の締結を申し出ないときは、その落札は無効とする。
 - 23 本心得書に定めのない事項は、すべて規則の定めるところにより処理する。